

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の変更

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の変更がありました。

1. 第五条の三第四項
2. 第五条の三の二第四項
3. 第五条の四第二項

上記の変更により以下について変更となります。

1. 食事療養の内容及び費用

	令和6年5月31日まで	令和6年6月1日から
一般所得者の場合	460円	490円
住民税非課税世帯の場合	210円	230円
住民税非課税かつ所得が一定の基準に満たない70歳以上の場合	100円	110円

2. 選定療養の内容及び費用

【内容】

当院では同一症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料のうち15%が病院に支払われません。

そのため180日を超えた日からの入院が選定料となり、1日につき2,106円は選定療養費として患者様のご負担となります。

ただし、180日を超えて入院されている患者様であっても、15歳未満の患者様や難病、人工呼吸器を使用しているなど状態で厚生労働大臣が定める状態にある患者様は、選定療養の除外対象となり全額に健康保険が適用されます。